

令和 2 年度 第 3 回臨時庁議 次第

日時：令和 3 年 3 月 23 日（火）午前 9 時 30 分～

場所：本館 3 階 302 会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

- (1) 令和 3 年度職員人事異動の内示(一般職)、令和 2 年度末の退職予定職員(一般職)及び再任用職員配置について（総務部）

- (2) 個別施設計画の策定について（総合政策部）

4 その他

- (1) 定例庁議予定日 4 月 8 日（木）午後 1 時 15 分～ 本館 3 階 302 会議室

5 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 3 年 3 月 23 日提出	
件 名	令和 3 年度職員人事異動の内示(一般職)、令和 2 年度末の退職予定職員(一般職)及び再任用職員配置について	部局名	総務部
概要	令和 3 年 4 月 1 日付け職員人事異動の内示(一般職)、令和 3 年 3 月 31 日付け退職予定職員(一般職)及び令和 3 年 4 月 1 日付け再任用職員配置について、別紙のとおり報告する。		
経過			
問題・課題			
対応策	3 月 18 日に提示した人事異動案(一般職)について、各部局における変更点を反映し内示を行う。 また、異動対象となる職員は、笛吹市職員服務規程第 13 条の規定より別紙のとおり事務の引継ぎを行う。 前任者は引継書を 3 部作成し、所属長の指定した者に 1 部提出するとともに、後任者に 1 部渡し、残りの 1 部を作成者の控えとして保存する。		
協議結果	【報告事項確認了】		

笛 総 号 外
令和 3 年 3 月 23 日

職 員 各 位

総 務 部 長

令和 3 年 4 月 1 日付笛吹市職員人事異動内示について

令和 3 年 4 月 1 日付笛吹市職員人事異動について、別添のとおり内示します。

なお、発令については、一部の部署を除き、原則として課、局等までとするため、内示書中の異動区分「担当換」「兼職」等、所属内の担当間の異動である場合、発令は行いません。

異動対象となる職員は、次により事務引継を行ってください。

1 引継書の様式

別添（定型は決まっておりません。必要に応じて加除修正してご使用ください。）

2 引き継ぎ方法

(1) 前任者は引継書を 3 部作成し、所属長の指定した者に 1 部提出するとともに、後任者に 1 部渡し、残りの 1 部を作成者の控えとして保存する。

(2) 新たに配属される職員には、必要に応じ事務並びにその保管に係る文書及び物件を引き継いでください。

※後任者又は所属長の指定した者が複数となる場合には、必要に応じて、引継書を作成し引継を行ってください。

3 引き継ぎの期間

原則として 3 月中に引き継ぎを完了してください。ただし、業務遂行上特にやむを得ない事情により後日となる場合も、可能な限り早期に引き継いでください。

※通勤届につきましては、本館・市民窓口館及び保健福祉館を本庁舎として一本化しております。

笛吹市職員服務規程（抜粋）

（異動時の事務引継ぎ）

第13条 職員は、転任、休職、退職等の場合においては、文書又は口頭で後任者又は所属長の指定した者に、事務並びにその保管に係る文書及び物件を引き継がなければならない。

2 前項の場合において、重要な懸案事項があるときは、その経過等を詳述した文書を添付しなければならない。

令和 年 月 日

様

所 属

職・氏名

引継書

笛吹市職員服務規程第13条の規定に基づき次のように引き継ぎます。

1 事務引継者

前任者職・氏名

後任者職・氏名

2 事務引継書(書類・物品・有価証券等)

(1) 書類、帳簿

書 類 、 帳 簿	何年～何年迄	冊 数
別紙のとおり		

(2) 物件 (備品、消耗品)

物 件 名	点 数	備 考
なし		

(3) 現金、有価証券、郵券

種 類	金 額	枚 数
なし		

3 年度当初に計画された事項

1

2

3

4 会議の結果実施することになっているもの

1

2

3

5 事務が中途又は、現在執行中であって引き続き行わなければならない事項

1

2

3

6 定期的に行う事項

1

2

3

7 その他必要な事項

1

2

3

※ 3部作成し、1部を後任者に、1部を所属長に渡し、1部を作成者の控えとする。

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 3 年 3 月 23 日提出	
件 名	個別施設計画の策定について	部局名	総合政策部
概要	本市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々行政ニーズに応じて類似した施設を整備したため、更新時期が一定の時期に集中することが懸念されている。 また、今後益々厳しさを増すことが見込まれる財政状況からも、普通建設事業費の削減は必須であり、笛吹市公共施設等総合管理計画に定めた数値目標を達成するため、具体性を持った個別施設計画を策定した。		
経過	平成29年2月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定した。 平成31年3月に用途別公共施設整備方針を策定した。 令和元年度は、用途別公共施設整備方針に基づき、施設ごとの方針を定め、将来更新費の算定と平準化を行った。 令和3年2月3日から令和3年3月2日までの間、パブリックコメントを実施した。		
問題・課題	策定した計画に基づき、進捗を管理していく必要がある。		
対応策	毎年、個別施設評価シートを活用して、実績を入力し、進捗管理する。 今後の予定 令和 3 年 3 月末にホームページで公開する。 令和 3 年 4 月の市議会全員協議会で策定について報告する。		
協議結果	【報告事項確認了】		